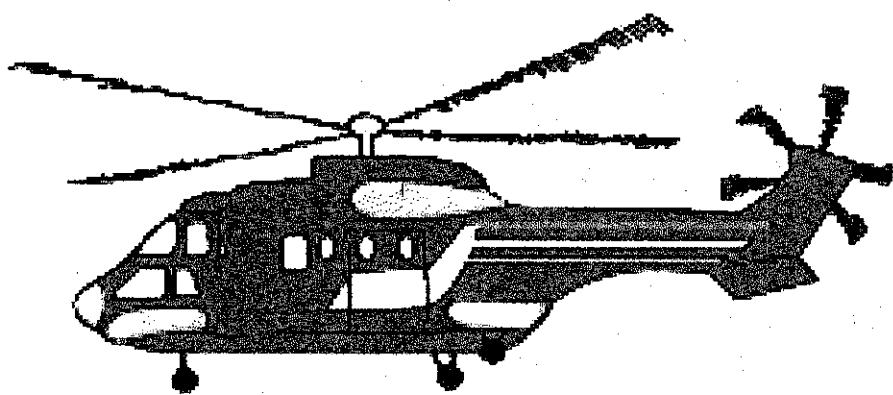


組織制度



瑞穂消防署
瑞穂区消防団連合会

目 次

消防団員の身分

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1 消防団員は特別職の地方公務員である | P 1 |
| 2 市町村長が消防の管理者である | P 1 |
| 3 消防団は、社会に奉仕する我国唯一の
義勇団体である | P 1 |
| 4 消防団員は規律と秩序を維持する | P 2 |

消防団員の仕事

- | | |
|------------------|-----|
| 1 国民を災害から護る | P 3 |
| 2 崇高で重要な任務 | P 3 |
| 3 仕事は有事と平時に分けられる | P 3 |

消防団員の権限

- | | |
|----------------|-------|
| 1 緊急措置権 | P 4 |
| 2 優先通行権及び緊急通行権 | P P 4 |
| 3 消防警戒区域の設定 | P P 4 |
| 4 応急消火対象と情報提供 | P P 4 |
| 5 消防団員の立入検査 | P P 4 |

公務災害補償制度

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 公務災害補償制度の性格 | P 5 |
| 2 公務災害補償制度の対象者 | P P 5 |
| 3 公務の範囲 | P P 6 |
| 4 公務災害認定の基本的考え方 | P P 9 |

消防団員の身分

1 消防団員は特別職の地方公務員である

消防団員の皆さんは、消防を本業として生活を立てているわけではありません。といって消防の仕事が副業ではありません。しかし、団員と任命されたからには、立派な特別職の地方公務員なのです。その根拠は「地方公務員法」第三条に明記されております。

したがって消防団員の皆さんは、市町村長さんや助役さん、収入役さん、議員さんなどと同じ特別職の地方公務員であるという認識の上に立って行動していかなくてはなりませんし、またいろいろの制約もありますが、いちいち法的根拠を示すわざらわしさを避けて、簡単に列挙してみましょう。

(1) 消防団員は消防団長から任命される

皆さんの辞令を見てもお分かりのように、消防団員は消防団長に任命権があります。

※ 消防団に任命することができる者は、年齢18歳以上55歳未満で当該消防団の区域内に居住がなければなりません。

(2) 消防団への入団または退団は自由である

消防団への入団は義務でもなく、また強制されるべきものでもありません。本人の自由意思によります。ただ、行政処分などで免職させられることはあります。

(3) 個人としての活動は自由である

消防団員が、個人として政党入党したり、公職の候補者になったり、選挙運動をしたすることは自由です。

(4) 他の公職と兼ねることが出来る

消防団員は、団員であっても他の公職に就任して差支えありませんが、一定の手続等が必要な場合があります。

2 市町村長が消防の管理者である

消防団員となった皆さんの最高責任者は、市町村長で、消防の組織運営一切をとりしきり、その権限が消防団長にゆだねられています。

{消防組織法} 第6条に「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」

また、第7条で「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」と規定しております。

3 消防団は、社会に奉仕する我国唯一の義勇団体である

つぎに、皆さんの所属する消防団という団体は、どんな性格の団体なのかを説明することにします。

(1) 消防団は、郷土愛護の精神を基調とする

「自らの郷土は自ら護る」という精神が昔からの消防の言葉でした。自分たちの住む町は、自分たちの手で護ることが、江戸の町火消以来の伝統でした。したがって、地域の住民から愛され、親しまれ、信頼されてきました。

また、消防団は我国だけでなく、世界各国に組織されております。世界中の消防団の集まりで、世界義勇消防連盟が組織され、日本（日本消防協会）に事務局があります。

(2) 消防活動に対して何等の代価も求めない

消防団は地域社会に奉仕する団体であります。消防団がその活動したことによって、何等の代価を求めるものではありません。犠牲と言っては大げさですが、しかし、昔から消防は「犠牲的奉仕団体」と言われている所以（ゆえん）です。

4 消防団は規律と秩序を維持する

消防団は、団員単独の行動は許されておりません。すべてが集団で、組織で、チームで事に当たるよう要求されます。いわゆる組織活動が主眼とされます。

(1) 消防団は、組織活動の効果を上げるために、指揮命令、服従、職掌関係を明確にする
集団や組織を運用するには、厳然たる指揮命令系統の確立と、それに服従することが強く望まれます。また、その職務が分担されます。そのうえ、さらに上下左右の協力一致が要求されます。

(2) 消防団は、厳格な階級制度をとっている

消防団の階級は全国統一され、現在は団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の7階級にわけられています。そして、それぞれの職能や権限等細かいところは、各市町村の条例や規則などで定まっています。

以上のような性格の消防団であるため、消防団は、厳正な規律と整った秩序の維持が最も要求されるところであります。

※ 多団制を採用する名古屋市には分団長と副分団長がいません。

なお、25人団の階級構成は以下のとおりです。

団長………1人	副団長………2人	部長………3人（定員の約15%）
班長………6人（定員の約25%）		団員………13人

消防団員の仕事

1 国民を災害から護る

「消防組織法」の第一条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。」とその任務がはっきりと明示されております。この任務を遂行することが、消防団存立の目的であり、消防団員の使命であります。

2 崇高で重要な任務

法で示された任務を、具体的にわけてみます。

- (1) 火災から国民の生命、身体及び財産を保護すること
 - (2) 水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減すること
- ですから非常に重大な任務であります。限りある人間の体力と智力をもってこの任務を遂行する消防団員こそ、崇高なものといわざるを得ない聖域であります。だからこそ、国民の寄せる信頼は大きいのです。

3 仕事は有事と平時に分けられる

前に述べたように、大切な任務を背負った消防団員の災害出動には、どんなものがあるでしょうか。また、災害の無いときには、どんな活動をするのか箇条書きにしてみましょう。

(1) 灾害の場合

- ① 火災（建物火災、林野火災、船舶火災、車両火災、航空機火災等）
- ② 風水害（台風、集中豪雨、洪水、高潮等）
- ③ 地震（津波、噴火等）
- ④ 崖くずれ、山くずれ、地すべり等

このほか人命救助、避難誘導、救急救助等に加えて、警察業務や海上保安業務に対する協力要請による活動もあります。

(2) 灾害の無い場合

災害のない場合でも、「治に居て乱を忘れず」「常在戦場」の心構えで、消防団にはさまざまな仕事があります。

- ① 火災予防活動
- ② 警備警戒活動
- ③ 教育訓練活動
- ④ 機械器具等の点検等

消防団員の権限

1 緊急措置権

- (1) 消防団員は、消火活動や人命救助の際必要があるときは、消防対象物などを使用し、処分することなどができます。（消防法第29条第1項）
- (2) 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることができます。（消防法第29条第5項）

2 優先通行権及び緊急通行権

消防隊は、一刻も早く消火活動に着手できるよう車両の通行においても特別の権限が与えられております。

(1) 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車両などは道路を譲らなければなりません。
（消防法第26条）

(2) 緊急通行権

消防隊は、火災の現状に到着するため緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路などを通行することができます。（消防法第27条）

3 消防警戒区域の設定

火災の防ぎよ活動を効率的に行うため、火災現場では区域内に定められた者以外の出入りを禁止することができます。

火災の現場においては、消防団員は消防警戒区域を設定して命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入の禁止、制限ができます。
（消防法第28条）

4 応急消火対象と情報提供

- (1) 火災が発生したときは、消防対象物の関係者などは、消防隊が火災の現場に到着するまで消火や延焼防止、人命の救助を行わなければなりません。（消防法第25条第1項）
- (2) 火災の現場においては、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、延焼の防止、人命救助のため必要な事項について情報の提供を求めることができます。（消防法第25条第3項）

5 消防団員の立入検査等

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立入及び検査又は質問をさせることができます。（消防法第4条の2）

参考文献

がんばれ消防団！

公務災害補償制度

1 公務災害補償制度の性格

1 公務災害補償制度の意義

消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものである。

この場合「公務上の災害」とは消防団員等が消火・訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損失をいう。

2 公務災害補償制度の特徴

公務災害補償制度は次の三つの特徴が挙げられる。

① 無過失責任主義

消防団員の使用者である市町村は、使用者としての過失責任の有無にかかわらず、無過失の賠償責任を負うものとされている。

② 身体損害に対する補償

補償の対象となる損害は、身体的損害に限られ、物的損害や精神的損害（慰謝料）は含まれない。

③ 定型的補償

市町村の補償条例に定める補償基礎額に各補償ごとに定められている倍数を乗じた額となっている。（療養補償・介護補償を除く。）

2 公務災害補償の対象者

1 団員

(1) 消防団員

補償の根拠規定 消防組織法第15条の7（市町村の消防団員に対する補償）

(2) 水防団員

洪水、高潮等における警戒防ぎよ活動、訓練により被災した場合

補償の根拠規定 水防法第6条の2（市町村の水防団員に対する補償）

2 民間協力者

(1) 消防作業従事者

① マンション・アパートのような専有部分がある建築物の火災の場合において、火災の発生した専有部分以外の住居者等で消防隊の到着前に消火若しくは延焼の防止又は人命の救助（応急消火）に従事した者（消防法第25条の1項）

- ② 火災現場付近において、応急消火義務者の行う応急消火に協力を行った者（消防法第25条2項）
 - ③ 火災現場付近で、消防吏員、消防団員又は航空消防隊に属する都道府県の職員から要請を受けて消防作業に従事した者（消防法第29条5項、第30条の2）
 - ④ 暴風、豪雨、地震などによる災害の場合において、消防業務に従事したり協力した者（消防法第36条準用規定）
 - ・上記①～④の者に対する補償の根拠規定 消防法第36条の3第1項及び第2項
- (2) 救急業務協力者
- ① 事故現場付近で、救急隊員から要請を受けて救急業務に協力した者（消防法第35条の7）
 - ② 事故現場等で、民間人が119番通報により「口頭指導員」の指示のもとで要救助者の応急手当に従事した者（平成11年7月消防救第176号）
口頭指導→救急要請受診時の電話等を使用した応急手当の指導をいう。
 - ・補償の根拠規定 消防法第36条の3第1項
- (3) 水防従事者
- 水防管理団体区域内に居住する者又は水防の現場にある者で、水防管理者、水防団長等からの要請を受けて水防業務に従事した者（水防法第17条）
 - ・補償の根拠規定 水防法第34条
- (4) 応急措置従事者
- 市町村区域内に災害が発生した場合（原子力災害の発生で原子力緊急事態宣言があった場合を含む。）、区域内に居住する者又は災害現場にある者で、市町村長から要請を受けて応急措置の業務に従事した者（災害対策基本法第65条・原子力災害対策特別措置法第28条）
 - ・補償の根拠規定 災害対策基本法第84条
- ・

3 公務の範囲

1 消防の任務

「消防団の任務」の定義（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することをもって、その任務とする。

2 消防団の業務

(1) 消防団の業務

消防団の業務は多岐にわたっており、公務の範囲も消防の任務の直接遂行行為に限らず、広範なものとなっている。この消防団の代表的な業務を列挙すると次のとおりである。（「消防力の基準第30条」（平成12年1月消防庁告示第1号））

「消防団の業務」

① 火災の鎮圧に関する業務	消火活動、火災発生時における連絡業務、火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む。）等
② 火災の予防、警戒に関する業務	防火訓練、広報活動等の火災予防活動、年末警戒、花火大会等における警戒等
③ 救助に関する業務	水難・山岳救助活動、救助事故現場における警戒、行方不明者の捜索等
④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務	住民の避難、誘導、災害防除活動、火災発生時における連絡業務、雪国における独居老人宅等の除雪
⑤ 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務	応急手当の普及指導、祭り・イベント等での警戒、会場整理、スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発等
⑥ その他、地域の実情に応じて、特に必要とされるもの	地域の実情に応じて、特に必要とされる消防に関連する業務

(2) 個別事例

① 焼失家屋等の後片付け活動

建物火災等の鎮火後における再燃防止のためのものは公務であるが、鎮圧後、相当の時間が経過して再燃の危険が全くなく、燃失建物等の単なる後片付けのための作業は公務とは取り扱われない。

② 消防施設の建設・補修・整備

消防団員が行う消防団詰所、器具倉庫、やぐらなどの補修・整備で軽微なものについては、公務として取り扱われる。

ただし、これらの施設の建替え等規模の大きいものについては、市町村当局において実施すべきものであり、公務とは取り扱われない。

③ 消防水利確保のための草刈り作業

消防水利確保のための草刈り作業は公務として取り扱われる。

ただし、自然環境整備を目的とし、地域コミュニティ活動等の一環として実施される河川清掃等の活動は、公務として取り扱われない。

④ 花火大会等における警戒等

花火大会・祭礼、イベント等での特別警戒は、公務として取り扱われる。

また、行事開催中の会場整理、会場の準備・後始末についても、これに準じて、公務として取り扱われる。

⑤ 遭難船舶の救助活動、水難、山岳救助活動

遭難船舶の救助活動、水難、山岳事故等における救助活動は、公務として取り扱われる。

⑥ 行方不明者の捜索活動

山菜取り等災害によらない行方不明者の捜索は、消防本来の任務とはされていないが、市町村長の要請により団長命令で捜索活動に従事した場合は、公務として取り扱われる。

⑦ 視察研修旅行

消防施設等の先進地視察など、その目的が消防に関連した研修、學習的意義をもつ内容であるものは、公務として取り扱われる。

なお、単なる団員間の慰安（親睦）旅行の性格を有するものは、公務として取り扱われない。

⑧ 町内運動会等への参加活動

団の広報、または住民への防火意識の啓発等を目的として、団として参加したものについては公務として取り扱われる。

⑨ レクリエーション行事

レクリエーション行事については、団の公的行事（年間行事計画に入っていること。）である場合は、公務として取り扱われる。

⑩ 反省会、懇親会等

会議、出初式等の行事後に行われる飲酒を伴う反省会、懇親会等については、開始時間、所要時間、飲酒量などが社会常識上の範囲内であると認められるものについては、当該行事に付随するものとみなして、公務として取り扱われる。

⑪ 他の制度の適用（警察への協力業務）

犯罪容疑者の捜索に協力する場合などのように「消防の職務によらない行為」での協力中の災害は、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」（昭和27年法律第245号）の適用を受ける。（警察協力者として補償）

3 消防団活動に伴う行為の取扱い

① 消防の任務遂行に伴う合理的行為

生理的必要行為、食事行為、待機行為

② 準備・後始末行為

制服の着替え、機械器具の点検準備

③ 公務遂行に伴う往復行為

ア 始点と終点

公務の始点と終点の境界点は、次のとおりである。

（ア）火災・水災等の非常時の場合

- ・始点は災害の発生を覚知又は出動命令を受けた場所
- ・終点は自宅敷地（門扉、共同住宅の場合は各戸のドア）

（イ）訓練、会議等平常時の場合

- ・始点、終点とも自宅敷地（門扉、共同住宅の場合は各戸のドア）

イ 帰路途上の逸脱行為

通常の経路をそれで飲食店に立ち寄った場合などは、原則としてその後の行為は逸脱行為として対象外となる。

ウ 経路の選択

公務従事場所と自宅との往復経路は、社会常識の範囲内で妥当と認められる道筋による。

4 公務災害認定の基本的考え方

公務災害に該当する（公務上）か、該当しない（公務外）かは、まず、公務遂行性があるか否か、次に公務起因性が認められるか否かにより判断する。

(1) 公務遂行性

「公務遂行性」とは、上司（団長、副団長、分団長）の命令に従い正規の消防団活動（公務）に従事していることをいう。

(2) 公務起因性

「公務起因性」とは、公務に従事したことにより負傷し、又は肉体的、精神的に過重な負荷がかかり疾病に罹ったことをいう。（その場合、公務に従事したことと、負傷又は疾病に罹ったこととの間に社会常識ないし経験則に照らしあわせて原因と結果の関係が認められる事（相当因果関係の成立）が必要とされる。）

① 負傷についての公務起因性の判断

負傷の場合には可視的であることが多いので、概ね医学的判断を待たず公務起因性を判断することができる。

ただし、時間的経過がある場合や外観のみで判断できない場合には医学的判断が必要になる。

② 疾病についての公務起因性の判断

疾病の場合には、外観から判断することができないので、もっぱら医学的判断により公務起因性を判断する。

③ 基礎疾患（持病）と公務起因性の判断

高血圧症等の基礎疾患がある場合には、公務による肉体的、精神的な過重な負荷が基礎疾患の自然経過（加齢や通常の生活）を超えて、脳・心臓疾患を発症させたと認められる場合に公務起因性があると判断される。

④ 過労の認定（過重負荷の認定）

公務起因性を判断する際の過重負荷の評価については、発症の時期における肉体的、精神的負荷の有無のほか、その時点から概ね6ヶ月遡及した期間における当該負荷（過労）の有無も考慮することとしている。

参考文献

平成16年消防団員等公務災害補償等実務の手引き